

森林環境譲与税の公表について

森林環境譲与税とは

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年3月29日法律第3号)が平成31年4月に施行され、令和元年度から都道府県及び市町村に森林環境譲与税の譲与が開始されました。森林環境譲与税は、法令で用途が定められており、市町村は、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用の促進等に関する費用に充てることとなっております。

森林環境譲与税の用途の公表について

森林環境譲与税の用途については、適切に用いられることが担保されるよう、インターネットの利用等により用途を公表することとなっております。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項に基づき、本町における用途について下記のとおり公表します。

令和元年度 森林環境譲与税の用途について

令和元年度 森林環境譲与税の収入額:710千円

市町村名	事業区分	事業名	事業総額(千円)			事業内容	実績	税導入の効果 (総括)
			うち当該年度の環境譲与税	うち基金取崩額	うち他財源			
与那原町	基金積立	与那原町森林環境譲与税基金	710	710	0	0	令和4年度以降の運玉森平和学習広場への遊歩道沿いの樹木植栽に充てる為、基金に積立。	令和4年度以降の運玉森平和学習広場への遊歩道沿いの樹木植栽に充てる為、基金に積み立てた。

(参考)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項

市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の用途に関する事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。